

石川県県有林 J-クレジットプロジェクトの概要



本県では、**県有財産の造成**を図るとともに、**森林の有する多面的機能の維持・増進**のため、**県有林**において、**植栽や間伐等の森林整備**を実施している。

これらの森林整備を実施した県有林について、**令和4年度から、J-クレジットの取り組みを進めている。**

○プロジェクト名

石川県県有林 J-クレジットプロジェクト

○方法論名

森林経営活動 (FO-001)

(森林経営計画に沿って施業される森林の経営)

○プロジェクト実施期間

R4~R19 (16年間)



石川県県有林 J - クレジットプロジェクトの概要



○プロジェクト計画の対象県有林

珠洲県有林（珠洲市）、石動山県有林（中能登町）、山中県有林（加賀市）

○プロジェクト計画の森林面積

約1,900ヘクタール

○プロジェクト実施面積

約800ヘクタール

※1990年以降に森林整備を実施した面積



石動山県有林（中能登町）



いしかわの木

石川県県有林 J-Credit プロジェクトの概要



〇クレジットの販売収益
本県の森林整備の促進に活用
(森林資源の循環利用)



間伐



下刈り等の保育



適切に管理された森林



林内搬出



製材



県産材の利用



植栽



石川県県有林 J -クレジットの販売価格



○販売価格

4,400円 / t-CO₂ (消費税額及び地方消費税額を含む)
(複数年契約かつ大口購入で最大で15%割引)

区分	細目	割引率	販売価格 (税込み)
複数年契約	5年以上	5%	4,100円 / t-CO ₂
大口購入	500トン (t-CO ₂) 以上	10%	3,900円 / t-CO ₂
複数年契約かつ 大口購入	5年以上かつ 500トン (t-CO ₂) 以上	15%	3,700円 / t-CO ₂

○最低販売数量

1トン (t-CO₂)

○販売開始

令和5年11月以降



いしかわの木

石川県県有林 J - クレジットの購入方法



○購入者の募集

県ホームページ等で購入者を募集

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/ishikawakennkennyuurinj-kurezitto.html>)



○購入方法

- ①購入申込書の提出
- ②購入希望者の決定
- ③売買契約の締結
- ④売買代金の納付
- ⑤クレジットの無効化もしくは移転
- ⑥証書の発行

(購入が複数年かつ一定規模以上となる場合等においては、購入者と売買に係る連携協定を締結)

※申請様式は県ホームページに掲載



いしかわの木

石川県県有林 J-クレジットの購入方法



①購入申込書の提出

石川県県有林 J-クレジット購入申込書

購入希望者 (契約者乙)欄 に記載される 方	事業者名	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	
	ファミリ	
	メールアドレス	
	担当部署 担当者名	
購入目的	※使用者、使用内容、使用量、使用時期等を記載してください	
購入希望量	トン (t-CO ₂)	
J-クレジット の移転	いずれかに、○を付けてください。 ア J-クレジット登録簿に口座を保有又は今後保有する予定であるので、売買代金を支払い後、指定する保有口座に移転を希望 イ J-クレジット登録簿に口座を保有しないので、売買代金を支払い後、無効化口座に移転を希望	
契約希望 時期		
プレス発表等 に関する希望	※ 希望する公表内容、公表時期を記載してください	
県のホームペ ージへの掲載 希望について	いずれかに、○を付けてください。 ア 社名等の固有名詞は、ホームページで公表しないことを希望します。 イ 社名等の固有名詞を、ホームページで公表して構いません。	
申込適格	いずれかに、○を付けてください。 石川県県有林 J-クレジット販売要領第 4 条第 2 項各号に掲げる事業者等に ア 該当します。 イ 該当しません。	
その他		

事業者名、代表者名、住所、電話番号など購入希望者情報

購入目的

ex) ○○が○月に○○の開催に伴う排出量
○t-CO₂をオフセットする予定
ex) ○○が○○年度の温対法報告において
○○t-CO₂を排出量調整するため など

購入希望数量 (○Ot-CO₂)

J-クレジット口座の保有の有無

契約希望の時期

県ホームページへの掲載の有無

※申請様式は県ホームページに掲載



いしかわの木

石川県県有林 J - クレジットの購入方法



②購入希望者の決定、③売買契約の締結、④売買代金の納付

石川県県有林 J - クレジット販売要領に基づいて、購入者を決定し、売買契約を締結

石川県県有林 J - クレジット売買契約書

売私人 石川県（以下「甲」という。）と買受人 ○○○（以下「乙」という。）とは、国の J - クレジット制度に基づく J - クレジットの売買に関し、次のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）
第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（定義）
第 2 条 本契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認定制度（J - クレジット制度）実施要綱（平成 25 年 4 月 17 日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）」に定めるものとする。

（売買物件）
第 3 条 甲は、その所有に係る次の J - クレジット（以下「売買物件」という。）を乙に売りとす。

区 分	数 量	摘 要
石川県県有林 J - クレジット	○○トン (t-CO ₂)	

（売買代金）
第 4 条 売買代金は、金○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○円）とする。

（契約保証金） ※契約金額 100 万円以下の場合
第 5 条 契約保証金は、金○○○円とし、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 136 条第 6 号の規定によりその納付は免除する。ただし、乙が次条第 1 項に定める義務を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を、違約金として甲に納入しなければならない。

（売買代金の納付等）
第 6 条 乙は、第 4 条に定める売買代金を甲の発行する納入通知書により○年○月○日までに納付するものとする。
2 前項に定める期限までに乙が売買代金を甲に納付しないときは、乙は、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金に年○パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が 100 円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（所有権の移転）
第 7 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（第 6 条第 2 項に定める金額がある場合には、これを加算した額をいう。以下同じ。）を納付したときに乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）
第 8 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したとき、第 3 条第 1 項に定める数量を J - クレジット登録簿により、甲のクレジット保有口座から乙の指定するクレジット保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

（危険負担）
第 9 条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。
2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

（契約不適合責任）
第 10 条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（秘密の保持）
第 11 条 甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（契約の解除）
第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
1 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
2 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
3 前各項の場合のほか、乙が本契約に違反したとき。

（返還金等）
第 13 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。
2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は、返還しないものとする。
3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は、返還しないものとする。

（損害賠償）
第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。
2 乙によってオフセットされた商品（サービス、イベント、自主活動等）において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（契約の費用）
第 15 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

（疑義の決定）
第 16 条 本契約に関し疑義を生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（裁判管轄）
第 17 条 本契約に関して生じた甲と乙との紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

売私人 甲 石川県 石川県知事 氏名 印
買受人 乙 住所 氏名 印

契約後、県から納入通知書を送付し、購入者は納入期限までに代金を納入

県と購入希望者で売買契約を締結



いかわの木

⑤クレジットの無効化※もしくは移転

- 1) 購入者が J -クレジットの口座を保有する場合
代金納入の確認後、県が J -クレジットの管理口座「 J -クレジット登録簿システム」で購入者の口座へ県有林 J -クレジットを移転
(購入者が無効化を行った場合は無効化通知書の写しを県に送付)
- 2) 購入者が J -クレジットの口座を保有しない場合
代金納入の確認後、県が直接、県有林 J -クレジットの無効化を行う
(無効化通知書の写しを購入者に送付)

※ J -クレジットを他の用途に用いられない状態にすること
(所定の無効化口座にクレジットを移転することを指す)

石川県県有林 J -クレジットの購入方法



⑤クレジットの無効化※もしくは移転

J-クレジット登録簿システム

現在日時 (JST) : 2022年09月30日 14:26

クレジット無効化方法選択

クレジット無効化情報入力

以下の情報を入力し、「確認」ボタンを押して下さい。
本ページにて入力した内容が、そのまま無効化通知に表示されます。
無効化申請の完了後は、内容の変更はできませんのでご注意ください。

移転先口座番号: JP-100-20000-00001-01037-00
移転元法人名: 国営表示種株式会社

① 無効化の理由

移入者クレジット	【有価】
無クレジット種別	単 独
譲渡先での種別	<input type="radio"/> 譲渡先の種別 <input type="radio"/> 譲渡後譲渡先側の種別
SHIFT種別・ASSET種別	<input type="radio"/> SHIFT種別 <input type="radio"/> ASSET種別
カーボン・オフセット	<input type="radio"/> 金銭・イベント <input type="radio"/> 商品消費 (事業活動、工事等) <input type="radio"/> 業務提携プロジェクト/クレジット付商品・サービス <input type="radio"/> その他
再生エネルギークレジットのみ	<input type="checkbox"/> CDM種別・SDTでの報告
省エネ由来クレジットのみ	<input type="checkbox"/> REC100での報告 (再生エネルギー由来クレジットのみ)
新資源型「JCL」のクレジットのみ	<input type="checkbox"/> カーボンニュートラル行動計画での環境達成 (業界共通で活用可能なもの)

② 無効化目的

クレジット利用種別:

③ 無効化情報を入力

④ クレジット利用期間

⑤ 無効化情報: 貸出記録
※本画面の貸出記録は、無効化申請の完了後、90日以内に無効化申請の完了を完了する必要があります。

⑥ 無効化クレジット情報入力

No	署名・署名記号	クレジット種別	発行枚数	譲渡先種別	譲渡先プロジェクト名	譲渡先クレジット量(t-CO ₂)	無効化クレジット量(t-CO ₂)	クレジット認証番号
クレジット移転番号(MOH→TO)								
1	JCL	ERL	01	01				1072401
排出削減プロジェクト_計画変更2								
	JCL-400-000-107-357-632 ~ JCL-400-000-107-357-641						9	
2	JCL	ERL	01	01				1072501
排出削減プロジェクト_審査費用支払あり_計画変更2								
	JCL-400-000-107-357-642 ~ JCL-400-000-107-357-652						14	
3	JCL	ERL	01	01				1072502
排出削減プロジェクト_審査費用支払あり_計画変更2								
	JCL-400-000-107-357-653 ~ JCL-400-000-107-357-663						11	
4	JCL	ERL	01	01				1072402
排出削減プロジェクト_計画変更2								
	JCL-400-000-107-357-664 ~ JCL-400-000-107-357-674						11	

⑦ 確認

入力画面 (例)

J-クレジット登録簿システム

現在日時 (JST) : 2022年09月30日 14:30

クレジット無効化方法選択

クレジット無効化完了通知

クレジット無効化が完了しました。

申請番号: 1-20220930-000000002

移転先口座種別: 保有口座
移転先口座番号: JP-100-20000-00001-01037-00
移転元法人名: 国営表示種株式会社
移転先口座種別: 保有口座
移転先口座番号: JP-100-20000-00000-00400-00
移転元法人名: 法人名 毒等八
無効化の用途: 排出量の調整
クレジット利用法人名: ○○法人
特定排出者コード: 123456789
クレジット利用期間: 2022年度
目的詳細: 無効化

無効化クレジット情報

国名・署名記号	クレジット種別	発行約定期間	適用約定期間	クレジット認証番号
プロジェクト名				
無効化クレジット量 (t-CO ₂)	省エネルギー量 (kt: 原油換算)	再生可能エネルギー算定量 (MWh)	再生可能エネルギー算定量 (GJ)	
JCL	ERL	01	01	1072401
排出削減プロジェクト_計画変更2				
1			1.100	
合計				
1			1.100	

選択画面へ戻る

無効化が完了すると、無効化完了通知が発行される



石川県県有林 J-クレジットの購入方法



⑥ 証書の発行

(様式第4号)

証 明 書

様

石川県が石川県県有林で取得した J-クレジットの購入を通じて、温室効果ガスの排出削減及び本県の森林整備の促進に貢献していることを証明します。

購入量： _____ トン (t-CO₂)

年 月 日

石川県知事

印



森林整備に貢献



証書のイメージ

※材質や形状は実際と異なります

県有林 J-クレジットの購入を通じて、
温室効果ガスの排出削減及び本県の森林整備
の促進に貢献していることを証明

石川県知事名で証書を発行

